

10月9日、第1回**ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会 「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」作成ワーキンググループ**の会議が開催され、「**小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル**」の作成に関する検討が始まりました。

本マニュアルは、現行のストレスチェック実施マニュアルをベースにしつつ、50人未満の事業場で特に留意すべき点や50人未満の事業場独自の留意点等を中心に記載することとされており、次の7つの論点が挙げられています。

- 1 関係労働者の意見を聴く機会の活用
- 2 事業者の関わり方および外部委託先の適切な選定
- 3 調査票（項目数、調査形態等）
- 4 面接指導
- 5 集団分析・職場環境改善の対応
- 6 労働者のプライバシー保護
- 7 10人未満等の特に小規模な事業場におけるストレスチェック制度の実施

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- ストレスチェック 50人未満 委託 面接指導 プライバシー保護

ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会 「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」作成ワーキンググループ 第1回資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64453.html